



佐賀県公報

平成18年
3月20日
(月曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

◎佐賀県女性就業援助相談員の設置及び運営に関する規程の一部改

正 (二八一・労働課) 一

◎佐賀県営林巡視員規程の一部改正 (二八二・林業課) 一

◎佐賀県森林病害虫等防除事業補助金交付要綱の一部改正 (二八三・) 一

◎佐賀県森林病害虫等防除事業損失補償金交付要綱の一部改正 (二八四・) 一

◎佐賀県造林事業補助金交付要綱の一部改正 (二八五・) 二

訓令 甲

◎佐賀県土木事務所処務規程の一部改正 (三・県土づくり本部) 九

○ 告 示

◎佐賀県告示第百八十一号

佐賀県女性就業援助相談員の設置及び運営に関する規程(昭和四十八年佐賀県告示第百八十七号)の一部を次のように改正する。
平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古 川 康

第一条第二項第一号中「佐賀市」の下に、「神埼市」を加え、同項第七号中「鹿島市」の下に、「嬉野市」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎佐賀県告示第百八十二号

佐賀県営林巡視員規程(昭和三十六年佐賀県告示第百五十五号)の一部を

次のように改正する。

平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第二項中「地元市町村長」を「地元市町長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎佐賀県告示第百八十三号

佐賀県森林病害虫等防除事業補助金交付要綱(昭和五十三年佐賀県告示第百七十七号)の一部を次のように改正する。
平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古 川 康

第四条第一項中「市町村長」を「市町の長」に改める。

別表の注に次のように加える。

3 「市町の長」の場合については、諸経費を対象とする。

様式第三号の別紙一及び別紙三中「市町長」を「市町長」に改める。

様式第四号中「村 大字」を「町 大字」に改め、同様式の別紙中「市町長」を「市町長」に改める。

様式第五号中「村 大字」を「町 大字」に改め、同様式の別紙一及び別紙三中「市町長」を「市町長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎佐賀県告示第百八十四号

佐賀県森林病害虫等防除事業損失補償金交付要綱(昭和五十三年佐賀県告示

第五百七十八号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古 川 康

第四条第一項中「市町村の長（以下「市町村長」という。）を「市町の長（以下「市町長」という。）」に改める。

様式第三号の別紙中「市町長」を「市町」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎佐賀県告示第百八十五号

佐賀県造林事業補助金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古 川 康

第三条第一項及び第五条中「市町村長」を「市町長」に改める。
別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

	区分	実施主体	規模	補助率
1 水の保全林整備事業	<p>(1) 育成単層林整備 整理伐 人工造林 (伐採前特殊地^{ニシ}を除去)</p> <p>ウ 単層林改良 保育 (植栽型) 保育 (天然更新型) 育成単層林作業路</p> <p>エ 育成複層林整備 整理伐 受光伐 樹下植栽等 複層林改良</p> <p>オ 保育 (植栽型) 保育 (天然更新型) 育成複層林作業路</p> <p>カ 保育 (天然更新型) 育成複層林作業路</p> <p>キ 機能増進保育 抜き伐り等</p> <p>ク 機能増進保育作業路</p> <p>ケ 特定間伐</p> <p>コ 長期育成循環整備</p> <p>カ 誘導伐 樹下植栽 保育 (植栽型) 保育 (天然更新型) 長期育成循環作業路</p> <p>キ 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 林内作業場及び林内かん水施設整備</p> <p>ク 育成単層林整備 整理伐 人工造林 単層林改良 保育 (植栽型) 保育 (天然更新型) 育成単層林作業路</p> <p>ケ 育成複層林整備 整理伐 受光伐 樹下植栽等 複層林改良</p>	<p>市町、森林整備法人、林業公社及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)の規定に基づき選定された事業者(以下「PFI事業者」という。ただし、PFI事業者については、対象を市町有林で行うものに限る。)</p> <p>(5)については市町のあつせんに基づく受託により実施するものに限る。</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上、かつ、(1)のア、ウ、オ及び(2)以外のものにあつては、1事業者主体による施行地の面積の合計が4ha以上</p>	<p>10分の5 (育成単層林整備における整理伐、人工造林及び単層林改良、育成複層林整備における整理伐、受光伐、樹下植栽等及び複層林改良並びに長期育成循環整備における樹下植栽により広葉樹林の造成を行うものにあつては、10分の6)以内</p> <p>10分の4 (育成単層林整備における整理伐、人工造林及び単層林改良、育成複層林整備における整理伐、受光伐、樹下植栽等及び複層林改良並びに長期育成循環整備における樹下植栽により広葉樹林の造成を行うものにあつては、10分の5)以内</p>
流域公益保全林整備事業		<p>地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等(森林整備法人及び民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された公益法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるか、又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの)をいう。以下同じ。)及び森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に規定する団体、森林施業計画の認定を受けた者及び市町と森林整備に</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上、かつ、(1)のア、ウ、オ及び(2)以外のものにあつては、1事業者主体による施行地の面積の合計が4ha(生産森林組合が事業主体である場合は3ha、森林施業計画の認定を受けた者及び市町と森林整備に関する</p>	

	<p>保育(植栽型) 保育(天然更新型) 育成複層林作業路 (3) 機能増進保育 抜き伐り等 ア 機能増進保育作業路 イ 特定間伐 (4) 特定間伐 (5) 長期育成循環整備 ア 誘導伐 イ 樹下植栽 ウ 保育(植栽型) エ 保育(天然更新型) オ 長期育成循環作業路 (6) 付帯施設等整備 ア 鳥獣害防止施設等整備 イ 林内作業場及び林内かん水施設整備 ウ 林床保全整備</p>	<p>関する協定を締結した森林所有者</p>	<p>協定を締結した森林所有者が事業主体である場合は0.5ha)以上</p>	<p>10分の7(用地取得について)は10分の4)以内</p>
<p>2 共生林整備事業 森林空間総合整備事業</p>	<p>(1) 全体計画調査 (2) 共生林整備 ア 樹木等の植栽・播種 イ 雑草木の除去 ウ 不用木の除去・不良木の淘汰 エ 枝葉の除去 オ 林間広場整備 カ 土壌条件の改良 キ 作業路の開設等 (3) 付帯施設整備 ア 標識類整備 イ 林内作業場整備 ウ 駐車場整備 エ 防火施設整備 オ 漂流路整備 カ 環境教育促進施設整備 キ 健康増進広場整備 ク 健康促進施設整備 (4) 林内歩道等整備 ア 林内歩道 イ 森林空間作業路 (5) 用地等取得 ア 土地取得 イ 立木竹取得</p>	<p>市町</p>	<p>おおむね50ha以上のまとまりのある森林で行うもの</p>	<p>10分の7(用地取得について)は10分の4)以内</p>
<p>緑の森整備事業 市民参加型整備 行政支援タイプ</p>	<p>(1) 全体計画調査 (2) 共生林整備 ア 育成単層林整備</p>	<p>市町</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上、かつ、5ha以上のまとまり</p>	<p>10分の7(用地取得について)は10分の4)以内</p>

<p>市の森整備事業 市民参加型整備 市民主導タイプ</p>	<p>(ア) 整理伐 (イ) 人工造林 (ロ) 単層林改良 (ハ) 保育(植栽型) (ニ) 保育(天然更新型) イ 育成複層林整備 (ア) 整理伐 (イ) 受光伐 (ロ) 樹下植栽 (ハ) 複層林改良 (ニ) 保育(植栽型) (ホ) 保育(天然更新型) (ヘ) 付帯施設整備 (ヘ) 標識類整備 (ヘ) 林内作業場整備</p>	<p>がある森林で行うもの</p>
<p>共生林整備 育成単層林整備 整理伐 人工造林 単層林改良 保育(植栽型) 保育(天然更新型) 育成複層林整備 整理伐 受光伐 樹下植栽 複層林改良 保育(植栽型) 保育(天然更新型) 付帯施設整備 標識類整備 林内作業場整備</p>	<p>(1) 共生林整備 (ア) 育成単層林整備 (イ) 整理伐 (ロ) 人工造林 (ハ) 単層林改良 (ニ) 保育(植栽型) (ホ) 保育(天然更新型) イ 育成複層林整備 (ア) 整理伐 (イ) 受光伐 (ロ) 樹下植栽 (ハ) 複層林改良 (ニ) 保育(植栽型) (ホ) 保育(天然更新型) (ヘ) 付帯施設整備 (ヘ) 標識類整備 (ヘ) 林内作業場整備</p>	<p>森林施業計画の認定を受けた者(森林所有者及び森林組合その他林業事業体を除く。)</p>
<p>1 施行地の面積が0.1ha以上、かつ、5ha以上のまとまりがある森林で行うもの</p>	<p>10分の7以内</p>	<p>がある森林で行うもの</p>

<p>緑の森整備事業 市民参加型整備 市民開放タイン</p>	<p>ウ エ オ カ キ ク ア イ</p> <p>駐車場整備 防火施設整備 溪流路整備 環境教育促進施設整備 健康増進広場整備 健康促進施設整備 林内歩道等整備 林内歩道 森林空間作業路</p>	<p>森林所有者のうち森林施業計画の認定を受けた者又は市町との森林整備に関する協定を締結した森林所有者</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上、かつ、5ha以上のまとまりがある森林で行うもの</p>	<p>10分の7以内</p>
<p>緑の森整備事業 野生生物共生林整備</p>	<p>(1) 共生林整備 樹木等の植栽・播種 雑草木の除去 不用木の除去・不良木の淘汰 枝葉の除去 作業路の開設等 付帯施設整備 森林空間総合整備事業(3)に準ずる。 林内歩道等整備 森林空間総合整備事業(4)に準ずる。 用地等取得 森林空間総合整備事業(5)に準ずる。</p>	<p>市町、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、森林所有者の団体及び森林施業計画の認定を受けた者</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上、かつ、5ha以上のまとまりがある森林で行うもの</p>	<p>10分の7(用地取得について)は10分の4)以内</p>
<p>3 資源循環環境整備事業 流域循環資源林整備事業</p>	<p>(1) 育成単層林整備 流域公益保全林整備事業(1)に準ずる。 (2) 育成複層林整備 流域公益保全林整備事業(2)に準ずる。 (3) 機能増進保育 流域公益保全林整備事業(3)に準ずる。 (4) 特定間伐 流域公益保全林整備事業(4)に準ずる。 (5) 長期育成循環整備 流域公益保全林整備事業(5)に準ずる。 (6) 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 林内作業場及び林内かん水施設整備 林床保全整備 高性能林業機械作業路</p>	<p>地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等及び森林法施行令第11条第7項に規定する団体、森林施業計画の認定を受けた者及び市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上、かつ、(1)のウ、オ及び(2)以外のものにあつては、1事業主体による施行地の面積の合計が4ha(生産森林組合が事業主体である場合は3ha、森林施業計画の認定を受けた者及び市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者が事業主体である場合は0.5ha)以上</p>	<p>10分の4(育成単層林整備における整理伐、人工造林及び単層林改良、育成複層林整備における整理伐、受光伐、樹下植栽等及び複層林改良並びに長期育成循環整備における樹下植栽に より広葉樹林の造成を行うもの)にあつては、10分の5)以内</p>

4 機能回復整備事業	保全松林緊急保護整備事業 保全松林健全化整備事業 保全松林緊急保護整備事業 松林保護樹林帯造成	(1) 衛生伐 ア 不用木等の除去・処理 イ 衛生伐作業路	市町、森林所有者、森林組合、生産 森林組合、森林組合連合会、森林整備 法人及び森林所有者の団体	1 施行地の面積が 0.1ha以上	10分の7以内
	特定森林造成事業 特定林地改良	(1) 育成単層林整備 ア 整理伐 イ 人工造林 ウ 単層林改良 エ 保育(植栽型) オ 保育(天然更新型) カ 土壌改良 キ 育成単層林作業路 (2) 育成複層林整備 ア 整理伐 イ 複層林改良 ウ 保育(天然更新型) エ 土壌改良 オ 育成複層林作業路 カ 付帯施設等整備 キ 鳥獣害防止施設等整備	市町、森林所有者、森林組合、生産 森林組合、森林組合連合会、森林整備 法人及び森林所有者の団体	1 施行地の面積が 0.1ha以上	10分の7以内
	特定森林造成事業 耕作放棄地等森林造成	(1) 育成単層林整備 ア 流域公益保全林整備事業(1)に準ずる。 イ 育成複層林整備 ウ 流域公益保全林整備事業(2)に準ずる。 エ 付帯施設等整備 オ 鳥獣害防止施設等整備 カ 林内作業場及び林内かん水施設整備 キ 生育環境補完整備	市町	1 施行地の面積が 0.1ha以上	10分の4以内
	特定森林造成事業 造林未済地緊急造林	(1) 育成単層林整備 ア 人工造林 イ 保育(植栽型)	市町	1 施行地の面積が 0.1ha以上	10分の4以内
被害地等森林整備事業	(1) 育成単層林整備 ア 流域公益保全林整備事業(1)に準ずる。 イ 育成複層林整備 ウ 流域公益保全林整備事業(2)に準ずる。 エ 機能増進保育 オ 流域公益保全林整備事業(3)に準ずる。 カ 付帯施設等整備 キ 鳥獣害防止施設等整備	市町、森林所有者、森林組合、生産 森林組合、森林組合連合会、森林整備 法人及び森林所有者の団体。ただし、 市町が事業主体になることができるの は、森林整備協定造林として行う場合 に限る。 なお、(1)のイ(倒木起こしを除く。)を 行う場合は、保安林等に限る。	被害地等森林整備 事業にあつては1施 行地の面積が0.1ha 以上、かつ、1事業 主体による施行面積 の合計が0.5ha以上	10分の4以内	

<p>5 居住地森林環境整備</p>	<p>(1) 居住地周辺森林整備 ア 育成単層林整備 (イ) 整理伐 (ロ) 人工造林 (ハ) 単層林改良 (ニ) 保育(植栽型) (ホ) 保育(天然更新型) イ 育成複層林整備 (イ) 整理伐 (ロ) 受光伐 (ハ) 樹下植栽等 (ニ) 複層林改良 (ホ) 保育(植栽型) (ヘ) 保育(天然更新型) (2) 路側樹林帯整備 ア 育成単層林整備 (イ) 整理伐 (ロ) 人工造林 (ハ) 単層林改良 (ニ) 保育(植栽型) (ホ) 保育(天然更新型) イ 育成複層林整備 (イ) 整理伐 (ロ) 受光伐 (ハ) 樹下植栽等 (ニ) 複層林改良 (ホ) 保育(植栽型) (ヘ) 保育(天然更新型) (3) 林内歩道等整備 ア イ 林内歩道 ア イ 居住地森林作業路 ア イ 付帯施設整備 ア イ 防火施設整備 ア イ 林内作業場整備 ア イ 標識類整備</p>	<p>市町、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人及び森林法施行令第11条第7号に規定する団体</p>	<p>1 施行地につき0.1ha以上、かつ、整備する森林面積の合計が20ha以上</p>	<p>10分の4(育成単層林整備における整理伐及び人工造林、育成複層林整備における整理伐、受光及び樹下植栽等により広葉樹造林の造成を行うもの)にあつては、10分の5)以内</p>
--------------------	--	--	--	---

附 則
 この告示は、公布の日から施行する。

○ 訓令 甲

◎佐賀県訓令甲第三号

県土づくり本部
各土木事務所

佐賀県土木事務所処務規程(昭和二十九年佐賀県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十日

佐賀県知事 古 川 康

第三条第一項第十四号の十四及び第十七号中「市町村長」を「市長」に改める。

様式第一号中「~~市~~」を「~~市~~」に改める。

様式第四号中「~~市~~」を「~~市~~」に改める。

様式第六号中「村」を削る。

様式第九号中「~~市~~」を削る。

様式第十号、様式第十一号及び様式第十六号中「~~市~~」を「~~市~~」に改める。

様式第十九号中「~~市~~」を削る。

様式第二十二号中「~~市~~」を「~~市~~」に改める。

様式第二十三号中「~~市~~」を「~~市~~」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十八年三月二十日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷